



津市オリジナル交通系 IC カード「シルバーエミカ」

令和5年度のポイントチャージは4月25日火から

問い合わせ 高齢福祉課 ☎229-3156 ☎229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)

対象 令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)にシルバーエミカの乗車ポイントを利用した人



受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付場所 高齢福祉課、各総合支所市民福祉課(福祉課)

※ポイントチャージは、開始後はいつでも受け付けています。また、お住まいの地域に関係なく全ての受付場所でチャージできます。なお、6月以降、出張所などを巡回し、ポイントチャージを行う臨時窓口の開設を予定しています。巡回の日程

など詳しくは広報津5月16日号でお知らせする予定です。

持ち物 本人の氏名が記入されたシルバーエミカ、マイナンバーカード(電子証明書の更新手続きをした人のみ)

チャージについて お手持ちのシルバーエミカに2,000ポイント(1ポイント1円相当)を上限に、令和4年度に使用したポイント数をチャージ

※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎた場合はチャージできませんので、有効期限通知書が届いたら、更新手続きを行ってください。チャージは更新手続きの翌日以降可能になります。その際はマイナンバーカードを必ずご持参ください。



後期高齢者医療制度

高額介護合算療養費について

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 ☎229-5001

年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担額と、介護サービス費の自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた際、申請により超えた額を支給します。後期高齢者医療制度に加入している人で、高額介護合算療養費の支給に該当する可能性がある人には、三重県後期高齢者医療広域連合から3月下旬に申請書が届きます。

今回の計算対象期間は令和3年8月1日～令和4年7月31日です。対象期間中に他市町村から転入した場合や医療保険が変わった場合は申請書が届かないことがありますので、お問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、加入している医療保険へお問い合わせください。

- 医療保険・介護保険の自己負担額とは、保険適用内のものに限りま。
- 高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、すでに払い戻しを受けた分は、自己負担額から差し引きます。
- 自己負担限度額を超える金額が500円以下の場合には支給対象となりません。

自己負担限度額

自己負担割合	所得区分	所得基準	自己負担限度額(年額)
3割	現役Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得690万円以上の被保険者がいる場合	212万円
	現役Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得380万円以上690万円未満の被保険者がいる場合	141万円
	現役Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得145万円以上380万円未満の被保険者がいる場合	67万円
1割	一般	現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人	56万円
	区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の場合(区分Ⅰ以外)	31万円
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等控除額は80万円として計算)	19万円

※自己負担限度額については令和4年7月31日現在の所得区分が適用されます。ただし、死亡、生活保護受給により資格喪失された場合は喪失時点での所得区分で判定します。